

福岡医発第 738 号 (地)

令和 6 年 6 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「令和 6 年度エイジフレンドリー補助金」の周知について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、中小企業において高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのための取組を支援することを目的として、「エイジフレンドリー補助金」を創設しているところです。(本件については、令和 5 年 7 月 11 日付け福岡医発第 982 号 (地) 文書等においてご連絡済み。)

今般、本補助金の実施事業者である一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、本補助金の対象事業者である中小企業事業者の範囲につきまして、医療・福祉業については、常時使用する労働者数が 100 人以下、あるいは資本金又は出資の総額が 5,000 万円以下の事業者となります。但し、資本金・出資がない場合には、労働者数のみでの判断となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【補助対象】

1) 高年齢労働者の労働災害防止対策コース

1 年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費 (機器の購入・工事の施工等)

2) 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

3) コラボヘルスコース

事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費

【補助金申請期間】

令和6年5月7日（火）～令和6年10月31日（木）

【本件に係るWebサイトのURL】

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生＞エイジフレンドリー補助金について

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会エイジフレンドリー補助金事務センターホームページ：<https://www.jashcon-age.or.jp>

以上

日医発第 424 号（健 ）

令和 6 年 5 月 29 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

神 村 裕 子

（公印省略）

令和 6 年度エイジフレンドリー補助金の周知について（お願い）

今般、厚生労働省から一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会を通じて、エイジフレンドリー補助金（申請期間：令和 6 年 5 月 7 日～令和 6 年 10 月 31 日）の周知依頼がありました。

厚生労働省は、第 14 次労働災害防止計画において、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（「エイジフレンドリーガイドライン」）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とすることを目標として定めており、目標達成のためにエイジフレンドリー補助金の活用の勧奨と取組の促進が図られているところです。

本補助金は、中小企業事業者からの申請を受けて日本労働安全衛生コンサルタント会が審査等を行い、補助金の交付決定と支払いが実施されます。

医療・福祉業では、常時使用する労働者数が 100 人以下、あるいは資本金又は出資の総額が 5,000 万円以下の事業者が中小企業事業者とされますが、資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

つきましては、本補助金の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、ご高配を賜われますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 22 日

各関係団体

関係団体の長 各位

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

エイジフレンドリー補助金の周知について（お願い）

エイジフレンドリー補助金の周知・広報にご協力いただき感謝申し上げます。
さて、当会は、昨年度に引き続きエイジフレンドリー補助金の実施事業者となりました。

厚生労働省では、第 14 次労働災害防止計画において、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とすることが目標として定めているところであり、これに資するよう、あらゆる機会を捉えてエイジフレンドリーガイドラインの周知を図り、エイジフレンドリー補助金の活用を勧奨しつつ取組の促進を図ることとしています。

今般、厚生労働省より皆様に対し、エイジフレンドリーガイドライン及び令和 6 年度エイジフレンドリー補助金リーフレット周知・広報を行っていただきたい旨の依頼がありました。

つきましては、エイジフレンドリーガイドライン及び「令和 6 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内のリーフレットを同封いたしますので、会員に対しての広報のご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（エイジフレンドリーガイドライン）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252533.pdf>

（令和 6 年度エイジフレンドリー補助金）のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf>

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	- 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること - 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること - 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している - 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）	
補助対象	1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）	労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1／2	補助率：3／4	
補助上限額	上限額：100万円 （消費税を除く）		上限額：30万円 （消費税を除く）

※注意事項※

- 複数コース併せての上限額は100万円です。
- 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下
※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。			
※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。			



- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の**労働災害防止対策**を補助対象とします。

● **具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります** ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
 - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

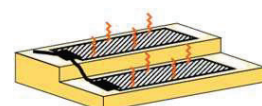
転倒防止対策
リーフレット



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における**移乗介助**の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における**入浴介助**の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「**転倒**」や「**腰痛**」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

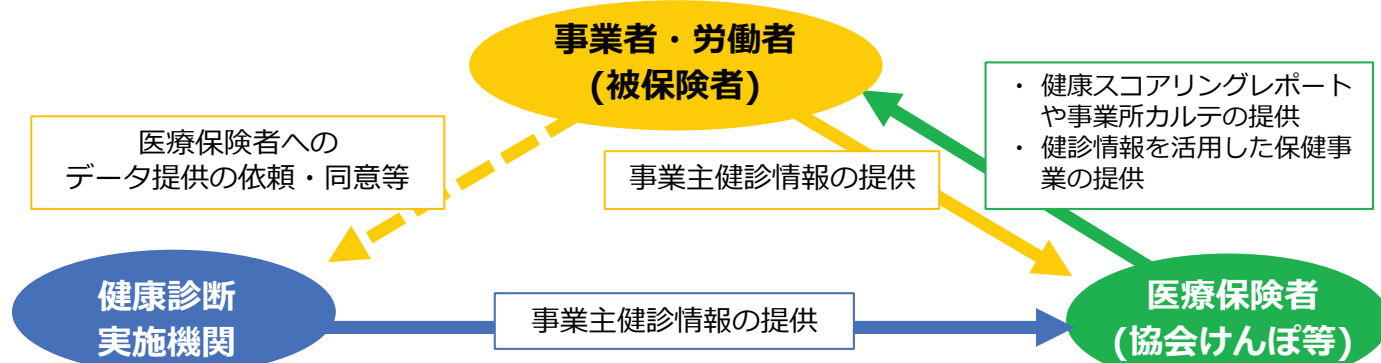
**「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限ります(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります ●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
➔ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
※初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください ➔



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

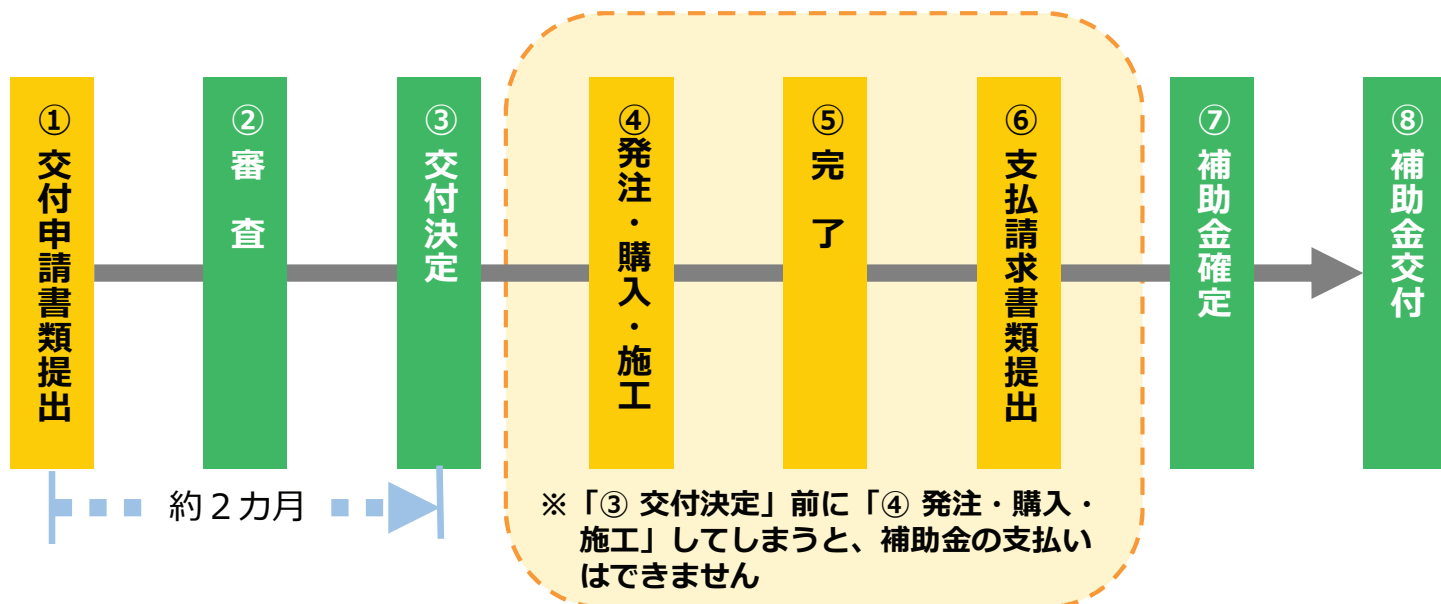
- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。
（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。
なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

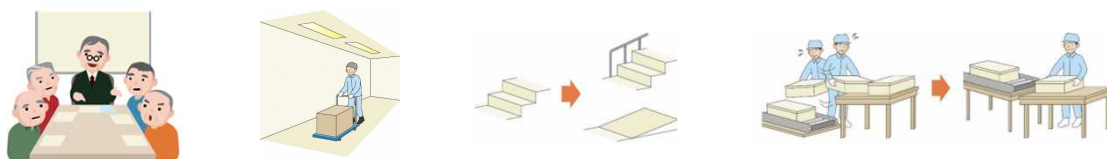
関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当 電 話：03（6381）7507 F A X：03（6381）7508	支払担当 電 話：03（6809）4085 F A X：03（6809）4086
	受付時間 平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） ＜8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く＞	

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金

